労働保険の年度更新とは

Q 毎年この時期になると、労働保険の年度更新の準備を始めるのですが、何か注意することは ありますか?

A労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日まで(保険年度)の労働者に支払った賃金総額(交通費も含む)に対して、その事業毎に定められた保険料率を乗じて算定します。保険年度の初めにその年度中に労働者に支払うであろう賃金総額(概算)で保険料を納付し、保険年度の末に実際に労働者に支払った賃金総額(確定)で保険料を精算する流れとなっています。事業主は、前年度の保険料を精算するために確定保険料の申告・納付と、新年度の保険料を納付するために概算保険料の申告・納付の手続きをします。これが労働保険の年度更新です。

年度更新は毎年6月1日から7月10日までの間(土日祝日は除く)に行うのでまだ少し時間がありますが、手続きが遅れると政府が保険料の額を決定したり、追徴金が課せられることがありますので早めに準備しておくと良いでしょう。

年度更新で注意する点としては、労働者に支払う賃金総額はもちろんのこと、1ヶ月平均人数の申告や、労働者の中で雇用保険対象者(被保険者)分の賃金総額と1ヶ月平均人数の申告、雇用保険料が免除となる高年齢労働者分の賃金総額と1ヶ月平均人数の申告などに注意が必要です。

一般拠出金の納付額の計算に間違いが多いので充分にご注意ください。また、還付金が発生する場合、還付請求書の提出も必要ですので忘れないようにしてください。

詳しくは事業所を管轄する労働基準監督署へお問い合わせください。

東京食品福祉厚生事業団では、年度更新など面倒な労働保険関係の事務委託を受付けしておりますので、お気軽にご相談ください。